

秋田県ごはん食推進会議設置要領

第1 趣 旨

お米・ごはん食の推進については、食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)に基づき、国民の食生活改善のための食生活指針が、文部科学省、厚生労働省及び農林水産省において決定され、この中で、具体的に「ごはんなどの穀類をしっかりと」と特記されたところであり、これの実践及び食料の安定供給・自給率目標の達成等の観点から、従来にも増してその重要性が高まっている。

このため県は、国等が行う米の消費拡大運動と緊密な連携を図りながら、栄養・健康面からの訴求を通じて、お米・ごはん食に関する諸施策が効果的に推進され、あわせて本県産米の消費拡大に資するよう、その体制整備を図るものとし、県、市町村、消費者団体、米加工品等製造業者の団体、生産者団体、集荷団体及び米穀販売業者の団体の代表者等を構成員とする「秋田県ごはん食推進会議」(以下「会議」という。)を設置するものとする。

第2 組 織

1 会議の会員は、次の機関及び団体等の代表者とする。

- (1)秋田県
- (2)秋田県教育委員会
- (3)秋田県市長会
- (4)秋田県町村会
- (5)東北農政局秋田県拠点
- (6)一般社団法人秋田県農業会議
- (7)秋田県農業協同組合中央会
- (8)全国農業協同組合連合会秋田県本部
- (9)秋田県主食集荷商業協同組合
- (10)秋田県米穀小売商業組合
- (11)秋田県P T A連合会
- (12)J Aあきた女性組織協議会
- (13)秋田県農山漁村生活研究グループ協議会
- (14)公益財団法人秋田県学校給食会
- (15)秋田県地域婦人団体連絡協議会
- (16)秋田県旅館ホテル生活衛生同業組合
- (17)秋田県飲食業生活衛生同業組合
- (18)全国米菓工業組合秋田支部
- (19)秋田県産米改良協会
- (20)秋田県農業共済組合
- (21)公益社団法人秋田県農業公社

2 会議の委員は、会員並びに会長が委嘱する学識経験者とする。

3 会議の役員は、会長1名、副会長2名、監事3名、幹事若干名とし、委員の互選によりこれを定める。なお、役員任期は2年とする。

4 会議に幹事会を置き、会議の円滑かつ効果的な運営を図る。

幹事会は、会長が委嘱する幹事をもって構成する。

幹事会に幹事長を置き、幹事の互選によりこれを定める。

5 監事は、事業の執行状況並びに会計管理に対して監査し、会議に報告するものとする。

第3 事業内容

会議は、次の事業について協議し、実施する。

- 1 お米・ごはん食の推進に関する関係機関及び団体の企画立案の連絡調整
- 2 お米・ごはん食に対する正しい知識等の普及啓発
- 3 秋田米の消費拡大のための宣伝
- 4 米飯学校給食の推進
- 5 食生活指針の普及奨励
- 6 米加工品の開発・普及奨励
- 7 米飯提供事業のサービス向上対策
- 8 米及び稲作の果たす多様な機能についての普及啓発
- 9 その他、本会議の趣旨に資するために必要な事項

第4 運 営

- 1 会議及び幹事会は、会長が招集する。
- 2 会議は会長が座長となり、幹事会は幹事長が座長となる。
- 3 会議及び幹事会には、必要に応じ学識経験者等の出席を求めることができる。

第5 経 費

この会議の経費は、負担金及び補助金をもって充てる。

第6 事 務 局

会議の事務局は、会計事務については秋田県農業協同組合中央会に、事業実施業務については秋田県農業経済課に置き、事務局長は営農農政部長をもって充てる。

第7 そ の 他

この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要領は、昭和51年5月4日から施行する。

附 則

この要領は、昭和53年5月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成元年5月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年5月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年7月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年7月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年7月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年5月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年5月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年5月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年5月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月1日から施行する。